

四日市市手話言語条例（案）についてのパブリックコメントの結果

番号	意見の内容	市の考え方
1. 条例案の条文に関する意見		
前文に関する意見		
1	前文4段落の文言 だれを地域で支えあうのか明示したほうがわかりやすい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「…広がりをもって全ての市民が地域で支え合い、…」に整理します。
2	前文 ・2行目「独自の語彙や文法体系」→「独自の体系」にしてはどうか ・10行目「手話言語に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていない。」意味を更に強めるために、次の①か②か③に替えてはどうか ①理解の広がりを・・至っていない→理解の広がりは・・至っていない ②状態に至っていない→状態には至っていない ③状態に至っていない→状態に至ってはいない	前文の「語彙や文法体系」の記載については、手話が言語であることを説明するための記述であり原案のとおりとします。また、手話言語に対する理解の広がりを感じる状況に至っていないことに関する記述については、原案においても、その状況を説明すると考えるため原案のとおりとします。
第1条（目的）に関する意見		
3	条例を読んで、すべての市民が理解できるように、わかりやすい言葉を使った文章を作成してほしいです。 第1条 ろう者とろう者以外の者→「きこえない、きこえにくい、きこえるに関わらず、すべての市民」という表現はどうでしょう。 第1条と第3条の「及び」「並び」の順序が違うのは、何か意味があるのでしょうか？ ※第3条に関する内容も含まれるが、第1条に関する意見として分類。	第1条の目的における記載については、手話言語を介して誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す旨の内容になります。その趣旨を明示するため、ろう者とろう者以外の者という表現を使用しており、条文については原案のとおりといたします。なお、条文中の「及び」と「並びに」に記載については、他の条文との整合を図り、第3条の同様の順序に修正いたします。
4	第1条 4行目「ろう者とろう者以外のもの」→もっと適切な表現はないものか	第1条の目的における記載については、手話言語を介して誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す旨の内容になります。その趣旨を明示するため、ろう者とろう者以外の者という表現を使用しており、条文については原案のとおりといたします。
5	「手話言語」→全て「手話」（第1条以降より）	第1条の目的以降、条文で記載されている「手話言語」を「手話」としてはどうかのご意見をいただきましたが、本条例は手話は言語であることを認識した上で共生社会の実現に向けて取組もうとするものであり、「手話言語」の表現を使用することといたします。
第2条（定義）に関する意見		
6	条例を読んで、すべての市民が理解できるように、わかりやすい言葉を使った文章を作成してほしいです。 第2条 涵養→日常使わない言葉ではないですか？	第2条の定義中の「涵養」とは、自然に水がしみこむように、徐々に養い育てることを意味します。本条例の趣旨に最も適していると考え、原案のとおりとします。なお、条例の周知の際には丁寧な説明に努めます。
7	2条（1） 2行目「涵養」 意味が解らない。難しい、一般的に使用する多くの人が理解できるコトバにすべきではないかと思ます。	
8	第2条（1）～豊かな人間性の涵養及び～、ろう者だけでなく健聴者でもほとんど知らない難しい言葉ではなく「育成」とかわかりやすい言葉にして頂きたいです。	
9	条例（案）を読みました。文章の中に「涵養」「責務」などむずかしい、わかりにくい言葉がありました。この条例は「ことば」についてのものです。市民誰もがわかりやすい言葉で作成いただきたいと思ます。	
10	1)の文中にある「涵養」という言葉は、日常では余り使わない言葉で、一般に理解は難しいのではと思ました。しかし、その言葉の意味は、この条文を理解する上で、最適でぴったりマッチした良い言葉だと思ます。できましたら、言葉に注釈などをつけていただけると有難く助かります。そうすることで、より多くの人に、手話言語の理解が広がると思ます。	

番号	意見の内容	市の考え方
11	<p>今回の四日市市手話言語条例（案）について以下のように意見書を提出します。</p> <p>本条例（案）について賛成します。条例の目的を達成するため今後の具体的諸施策が推進されることを期待しております。条例（案）中で、定義第2条（2）ろう者について次のように定義づけられています。（2）ろう者、聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活をおくる者をいう。このように定義されると、手話を使わない人達はこの条例から除外されはしないのか、本条例の趣旨から逸脱してしまうのではないかと危惧します。</p> <p>手話を必要とされる方は、ろう者・ろうあ者・難聴者がみえ、手話をこれから学ぼうとしている人達もみえるはずで、この定義は不適切と思われるので、ご検討願えればとパブコメします。</p>	<p>本条例においては、手話言語を介して誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、全ての市民を対象に、その目指すべき姿を規定しております。この条文で定義する「ろう者」とは、手話を第一言語（母語）とし、ろう文化に属するアイデンティティを持つ人を意味しますので、原案のとおりとします。</p>
第3条（基本理念）に関する意見		
12	<p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それまでの（1）と(1)の違いは？単なる表記の間違いか？ ・2行目 「事項」→「各号」の間違いか？ ・(1)「ろう者が・・・社会参加に務め」→この表現では「社会参加はろう者の務め」つまり「ろう者側の責任」になってしまうのではないかと、例えば「社会参加が促進され」のように社会側の責任の文脈の方が望ましいのではないかと。 	<p>第3条の基本理念にか記載について、号数を表す数字については全角表記に修正するとともに、「事項」の部分についても「各号」に修正し他の条文との整合を行います。なお、第3条は基本理念として目指すべき姿を記載した部分であり、行動を義務づけることを意味したものではありませんが、周知の際には丁寧な説明に努めます。</p>
13	<p>第3条（1）「<u>地域における社会参加に務め</u>」は「<u>地域における社会参加において</u>」としてほしい。「務め」という語句だと義務のように感じる。</p>	<p>第3条は基本理念として目指すべき姿を記載した部分になり、共生社会の実現に向けて、現状から目指すべき姿に近づくよう、日常生活においてはどのような姿勢が望ましいかを規定しているため、原案のとおりとします。条例の基本理念と併せて、個人の行動を義務づけることを意味したものでないことを理解いただけるよう、周知の際には丁寧な説明に努めます。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> ・（基本理念）第3条（1）及び（市民の役割）第5条の文章表現では、「ろう者」と「市民」が分断されていると誤解されそうです。手話を言語として受け入れなければならないのは「聴者」です。「ろう者」が社会参加に務めるのではなく、「聴者」による「排除」を差別として認識することが大事です。「ろう者」は「市民」です！！ 	<p>本条例の趣旨は、手話言語を介して誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すことであり、基本理念や市民の役割において、ろう者、そしてろう者を含む全ての市民の目指すべき姿とそのための役割を規定しております。周知に当たっては条例の趣旨を理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p>
第4条（市の責務）に関する意見		
15	<p>（市の責務）第4条 必要な施策を講じる時は、当事者を抜きにしないで欲しい。市として考えている施策をHPで公開して欲しい。</p>	<p>第7条の施策の策定及び推進において、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場の設置を規定しており、ご意見をお聞きする中で施策を検討していきます。また、施策の実施状況に関し、公表する内容やタイミング等についても、この場においてご意見をお聞きしながら取り進めてまいります。</p>
第5条（市民の役割）に関する意見		
16	<p>条例を読んで、すべての市民が理解できるように、わかりやすい言葉を使った文章を作成してほしいです。</p> <p>第5条 ろう者と手話でコミュニケーションすることにより</p> <p>第7条 意思疎通の手段として手話言語を選択</p> <p>→これらの内容は、義務教育現場で「手話に触れる機会」を作らないと理想で終わってしまう気がします</p> <p>※第7条に関する内容も含まれるが、第5条に関する意見として分類。</p>	<p>第5条の市民の役割、そして第7条の施策の策定及び推進の記載に関しては、目指すべき姿を規定しておりますが、条例の目的、基本理念などについて市民に理解を求めると、実現に向けての施策を検討していきたいと考えます。</p>
17	<p>第5条 文章中「ろう者と手話でコミュニケーションすることにより」省く</p>	<p>第5条の市民の役割から、ろう者と手話でコミュニケーションすることよりの表現を省いてはどうかのご意見についてですが、条例の趣旨が手話言語を介して誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すことであり、市民の役割において、ろう者、そしてろう者を含む全ての市民の役割を規定しております。共生社会の実現に向け、目指すべき姿として手話によりコミュニケーションを掲げておりますが、周知に当たっては条例の趣旨を理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。</p>
18	<p>第5条 第2項「ろう者は・・・」の項は必要ないのではないかと</p>	<p>第5条の市民の役割のうち、第2項については基本理念に基づき施策を推進する上での、ろう者の協力に関して、目指すべき姿を記載したものにします。この規定により協力の義務が生じたり、責任を負うものではありません。周知に際して丁寧な説明を行うとともに、様々な施策を通じて、全ての市民が手話言語に対する理解を深めていただけるよう取組を進めてまいります。</p>
19	<p>（定義）第2条（3）市民…市内に居住し、・・・者と言う。この市民は、ろう者と聴者の双方を指していると思いますが、（市民の役割）第5条の市民は、ここでは、聴者だけを指しているのでしょうか？わかり難い。</p>	<p>第5条の市民の役割における市民とは、第2条の定義と同様、ろう者とろう者以外のすべての市民を指しております。手話言語を介して誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すという条例の趣旨をご理解いただけるよう、わかりやすい説明・周知に努めてまいります。</p>
20	<p>第5条は、人によって解釈が異なるため、次のように変更をお願いしたいと思います。「市民は基本理念に対する理解を深め、第7条に規定する市が推進する施策に協力するよう務める。」</p>	<p>第5条の市民の役割についてですが、その趣旨は手話言語を介して誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すことであり、市民の役割において、ろう者、そしてろう者を含む全ての市民の役割を規定しております。周知に当たっては条例の趣旨を理解いただけるよう丁寧に説明に努めます。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
21	<p>条例制定の趣旨には大いに賛成しますが、第5条の規定には問題があると考えます。第5条の「市民は…ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする」という条文は、「暮らしやすい地域社会の実現に市民が寄与するためには、ろう者と手話でコミュニケーションする必要がある、そのためには、ろう者とコミュニケーションができる程度に、市民一人ひとりが手話を習得するべきである」と解釈される可能性があります。</p> <p>「手話」だけがろう者とのコミュニケーション手段ではないはずですし、そもそも、ある言語の習得を強制するような規定を条例で行うべきではありません。誤解されうる表現は避けるべきです。</p>	<p>条文案は、目的に掲げる、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解・普及、手話言語を使用しやすい環境の構築により、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に向け、市民の役割を示したものです。手話によるコミュニケーションが重要になってきますが、市民に手話言語の習得を強制するものではありません。市民における手話によるコミュニケーションは、義務ではありませんが、手話言語条例における目指すべき姿を示したものであり、条文は原案のとおりといたしますが、周知の際には丁寧な説明に努めます。また、様々な施策を実施していくこととしておりますが、この中で手話言語に対する理解を深めていただけるよう取組を進めてまいります。</p>
22	<p>第5条第1項に書いてある「市民」と、第7条第1項の(2)(3)に書いてある「市民」が誰を指しているか分かりません。「聴者・ろう者」又は、「聞こえる者・音声言語を使う者」などの記載をお願いします。</p> <p>全体を通して、市民に対して対比的にろう者を説明している様に感じました。一言、「ろう者も一人の市民として」という文言を入れて頂けないでしょうか</p> <p>※第7条に関する意見も含まれるが、第5条に関する意見として分類。</p>	<p>第5条の市民の役割、そして第7条の施策の策定及び推進に記載する市民については、第2条の定義に定めるように、全ての市民になります。</p>
23	<p>手話について何も知らない時「市民の役割」を目にしても、市民としての自分のこととは考えられないと思います。もう少し分かりやすい文章にする必要があると思います。手話をひとつの言語と思えるよう小学生からカリキュラムに加えるのがよいのではないのでしょうか。手話を知らない大人には気軽に通えるサークルが身近にあるとうれしいです。</p>	<p>条例制定を期に手話言語の理解・普及を図り、市民の役割についても理解していただきやすいような丁寧な説明を行ってまいります。</p>
第6条（事業者の役割）に関する意見		
24	<p>（事業者の役割）第6条 事業者への指導をお願いしたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
25	<p>第6条（事業者の役割）について</p> <p>事業者の役割として、思い切って、「ろう者の職場環境の整備」にまで踏み込んだ、画期的で具体的な内容になっていると嬉しく感じました。一方、事業者側にとっては、このことに理解はしつつも、たぶん唐突感もあり、これに対し様々な負担を感じる企業も少なからず出て来ると思います。逆に、ろう者の就労を控える事業所が出て来ることが心配です。その為、「市は、手話を必要とする者が、働きやすい職場環境となるような整備に取組む事業者に対して、必要な支援に努める」など、事業者に対するバックアップも示した一文を、第4条（市の責務）の一つとして、（もしくは、別途、（市の役割）とした項目を設けて、）第6条とセットとして捉え、同等に併記していただけるとありがたいです。第6条は、本来、当たり前の内容かもしれませんが、実際、クリアするにはハードルも高く、事業者の役割だけで成果を求めるのは難しいのではと感じました。</p> <p>以上</p>	<p>第6条の事業者の役割における事業者へのバックアップに係る記載ですが、市、ろう者を含む全市民、事業者がそれぞれの役割を果たす中で、条例に掲げる共生社会の実現に向けて取り組もうとするものです。第7条第3号に掲げる「市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策」の中で検討していく内容になりますので、条文については原案のとおりといたします。</p>
26	<p>第6条について、手話言語の理解だけでは不十分だと感じます。ろう者への理解もしっかり書いて頂きたいです。</p>	<p>第6条の事業者の役割については、本条例の目的に掲げる、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解・普及、手話言語を使用しやすい環境の構築により、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に向け、事業者の役割を示したものです。手話言語の理解を深めることで、ろう者への理解も包含されてくるものと考えております。</p>
第7条（施策の策定及び推進）に関する意見		
27	<p>第7条第1項（4）「手話言語通訳者」、「手話言語による意思疎通支援者」、第3項「手話通訳者」となっているが、統一したほうが良いのではないかと</p>	<p>第7条の条文の表記について、手話通訳者に関する記載については、整合を図るため「手話通訳者」に統一します。意思疎通支援者に関する部分は、第7条第1項の各号について「手話言語」をキーワードとして、実施すべき施策を記載したものであり、原文のとおりといたします。</p>
28	<p>第7条 手話言語通訳者→手話通訳者</p>	
29	<p>第7条2 市長は公表するとあるが、「年に1回」の文言も入れてほしい。</p>	
30	<p>第7条第2項について、市長は、実施状況を、誰に対して、どの様な方法で、どのくらいの期間毎に、公表して頂けるのでしょうか。</p>	<p>第7条の施策の策定及び推進については、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場の設置を規定しており、公表する内容やタイミング等についても、この場においてご意見をお聞きしながら取り進めてまいりますので、条文については原案のとおりとします。</p>
31	<p>附則に（検討事項）条例の施策推進状況を確認する（期間設定含む）という文面が必要ではないのでしょうか？</p>	
32	<p>（施策の策定及び推進）第7条には、学校教育における手話の位置づけを入れてもらいたい。「手話」を第二言語として学校教育の中に位置づけることが重要だと思います。</p>	<p>学校教育における手話の位置づけについては、手話を第二言語として位置付けるのは現状困難ですが、手話言語の理解が広まるよう努めてまいります。</p>
33	<p>（施策の策定及び推進）第7条 1項 施策について、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場を『委員会』として設けて欲しい。（4）手話言語通訳者の処遇は、最低賃金に合わせて毎年見直しが必要。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
34	<p>条例第7条の施策の実施について</p> <p>条例において、市は次の各号に掲げる施策について総合的かつ計画的に実施するものとする。とされて居ます。</p> <p>三重県の手話言語条例を始め、他の県市においては「手話施策推進計画」を策定し、それを基軸に具体的な諸施策を講じ、予算措置も行っています。</p> <p>四日市においても同様の「施策推進計画」を策定しお示し頂きたい。</p>	
35	<p>手話施策についての、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場の設定について</p> <p>(1) この協議の場が、施策の推進の「中核」となるところと考えます。</p> <p>この協議の場では広く四日市市の情報保障体制の在り方を考察し、具体的施策を推進することを話し合い協議するものと考えます。</p> <p>行政主導の協議会となるとは思いますが、「私たち（聴覚障害者及び関係者）抜きでものごとを進めない」ことを十分相互に理解し、納得のいく施策を推進する協議の場として頂きたい。</p> <p>(2) 協議記録と記録の保存</p> <p>どのようなことが、どのような視点から協議されたか、問題・課題は何か、どのような経緯を経て決定されたかの記録は次世代の皆さんにとってもとても大切なことであると考えます。従って、協議会の記録保存は行政の責務として対応して頂きたい。また、市民からの記録開示についても配慮いただきたい。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p>
36	<p>施策の実施状況の公表</p> <p>条例第7条で市長は、施策の実施状況を公表するとあります。(1)いつ (2)どのような方法・形で公表するかは、現段階では明らかになっていません。具体的な形で示していただきたい。(条例制定後でも可)</p>	
第9条（委任）に関する意見		
37	<p>7. 条例（案）第9条（委任）の文言修正を</p> <p>「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」とあります。</p> <p>具体的にどのようなことを想定しての第9条でしょうか？</p> <p>条例の制定に関しては、市の行政担当部門とろう者並びに関係者との学習会、意見交換会で進めてきました。</p> <p>第9条についても「この条例の施行に関し必要な事項は、市長とろう者並びに関係者と協議の上行う。」との文言に修正をお願いしたい。</p>	<p>第9条の委任に係る規定については、条例施行に関する詳細な事項等について、市長が別に定めるとするものです。例えば第7条の施策の策定及び推進に関する方針などについて、条例本文に記載することができない詳細な内容などを想定しております。ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場の設置し、ご意見をお聞きする中で、具体的な施策を取り進めていきますので、条文については原案のとおりとします。</p>
2. その他の意見（施策の実施など）		
38	<p>菰野町在住で市内在勤者です。四日市市は、手話に関係する各種養成講座の開催、啓発講座、子供たち対象の手話教室、福祉課での通訳者の設置、通訳派遣、遠隔手話通訳、庁内窓口の字幕ディスプレイの設置等、様々な取り組みをされています。しかし、まだまだ聞こえない方たちの環境は厳しい状況にあります。聞こえない人達のこと、手話のことを知らない市民が多いので地域社会での理解が無い。まずは知ってもらうことが大切だと思います。</p> <p>①まずは啓発！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語に関する分かりやすいポスターを作り、駅周辺、市民センター、病院、銀行、事業所、店舗等の市民の目に留まるような場所へのポスターの掲示をする。 ・もともとあるイベントに手話関係のブースを取り入れる。 ・長く続いている手話祭を四日市市も関わった行事として行う。（市民が参加しやすい） <p>②教育現場での手話学習を取り入れる。</p> <p>子どもは吸収が早く覚えてしまえば子ども同士でも会話が出来る。聞こえない子もスムーズにコミュニケーションが取れる。子どもが覚えれば、親も興味を持つ。そこから手話が言語であるということを知ってもらえば、手話言語への理解が広がり、少しずつ手話言語でコミュニケーションが出来る環境になる。</p> <p>③高齢者施設での手話学習。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞こえない人が利用している施設は、職員はもちろん利用者の方も意外と興味を持ってくれる。デイサービスなどで、ゲーム感覚で取り入れてもらうと手話言語への理解が広がる。 <p>*少しでもこれらの意見を取り入れてもらい、聞こえない人とそれ以外の者が共生できる地域社会の実現を望みます。</p>	<p>次頁に記載のとおりです。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
39	<ul style="list-style-type: none"> ・せっかく言語法が出来たのだから基づき、幼稚園、保育園、小学校、中学校、大学での支援や取り組み、手話文化の発展のための具体的な施策を取り入れてほしい。（例えば、法と同じ9月23日を手話の日として、様々な普及活動をしたり・・・） ・私たちのような”日本語”が第一言語である者でも文章は分かりにくいと思うのに、第一言語が”手話”のろう者に日本語での条例だけで伝わるのか？もう少し分かりやすい文章にしたり、手話での条例を作るのもいいのでは？ ・手話を普及させる為の施策がもっとあるといいと思う。子供の頃から慣れ親しんでいくことで理解も広まっていくのではと思う。 ・ろう児の頃から安心して暮らせる社会になるための条例になってほしい。 	
40	<ul style="list-style-type: none"> ・「条例」の周知 本条例は、市民（事業者、各種団体を含む）に広く周知する必要がある。市の広報等で周知されることとなるが、十分に周知が行き届くかは疑問がある。ついでに、各分野別に市は周知するために施策を講じて頂きたい。 （１）市議会議員への周知の徹底 （２）四日市市自治会連合会への周知 （３）市内の大学・高校・中学・小学校等の教育機関への周知 （４）コンビナート企業をはじめとする事業者への周知 （５）四日市商工会議所加入の商工業者への周知 （６）市立病院を始め市内の医療機関への周知 （７）JR・近鉄・三重交通。あすなろう鉄道等の交通機関への周知 （８）四日市市福祉協議会等各種団体への周知 （９）CTYはじめマスコミへの周知 等が考えられます。是非積極的に周知を図って頂きたい。 	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例制定を期に、記念イベントの実施やチラシ・ポスターなどによる啓発の他、手話言語の国際デー及び手話の日である9月23日に合わせて、近鉄四日市駅東側の「よんまるテラス」を手話言語の国際デーのシンボルカラーであるブルーにライトアップするなど、手話言語の理解・普及に向け、様々な手法を検討してまいります。</p>
41	<p>お世話になっております。たまたまNHKの高校講座「地理探求」を見ておりましたら、ニュージーランドという国は手話が公用語（ニュージーランド手話）であることを知りました。四日市市の手話言語条例制定にあたって、一度市内の手話通訳者や聾者の皆様などでニュージーランドへ、公用語が手話の国の視察の為、研修に行かれては如何でしょうか？（もし既にニュージーランドの公用語が手話だをご存じの場合はご容赦ください。）</p> <p>四日市市手話言語条例を広く皆様に知って頂く為に、聾者自身に広報誌を作って頂き、できあがったものを四日市市から各市民センターに発送して頂く、というアイデアは如何でしょうか。目に留まる機会が増えれば、聴覚障害や手話に関する興味や関心も増えるかもしれません。</p>	
42	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進のために話し合いの場（当事者・支援者）の設置について規定し、協議会名を市民にもわかるように公表してほしい。 ・施策の推進について話し合われた結果をHPで公開してほしい。また、どのような施策を推進するのも公開してほしい。 ・小・中学校の学校教育において手話を学ぶ環境を整える。 ・聞こえない人に災害時に具体的にできる援助を示す。また、避難訓練を実施する。 ・手話通訳者の身分保障のため正規職員にしてほしい。また、今後は正規職員として採用してほしい。 ・手話の普及のためにパンフレットを配布してほしい ・小・中学校で手話に関する絵のコンクールを開催し、優秀作品は広報に掲載してほしい。 ・手話普及のための専任のろう者講師、手話通訳者を採用してほしい。 	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>本条例では、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場を設けるとしており、ご意見をお聞きするとともに、施策の実施状況を公表する中で、施策の検討及び推進を行ってまいります。</p> <p>条例の周知・啓発に力を入れるべきとのご意見をいただきました。条例制定を期に、記念イベントの実施やチラシ・ポスターなどによる啓発の他、手話言語の国際デー及び手話の日である9月23日に合わせて、近鉄四日市駅東側の「よんまるテラス」を、手話言語の国際デーのシンボルカラーであるブルーにライトアップするなど、手話言語の理解・普及に向け、様々な手法を検討してまいります。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>なお、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを実施し、手話通訳者の養成・スキルアップなどに努めており、ろう者に講師をお願いしております。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
43	<p>★手話言語を広く市民に知ってもらうために9月23日（手話言語の日）にはブルーライトの点灯を！</p> <p>★広く市民が手話言語について興味を持てるよう広報四日市上旬号または下旬号どちらかに、毎月手話単語のQRコードを掲載してほしい</p> <p>★7条2項、市長は実施状況を公表するとあります⇒施策推進状況は年1回は必ず広報への掲載をしてください</p> <p>★施策について協議する場の具体的な名称・施策推進委員の肩書・開催回数（当年度2回は必要と考えます）等を明示してください</p> <p>★この条例を身のあるものにしていくためには、行政はもちろんのこと、ろう者や手話に関わる聞こえる人の協力が絶対に必要・・・そのための諸経費の計上を！</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>手話言語の国際デー及び手話の日である9月23日に合わせて、近鉄四日市駅東側の「よんまるテラス」を、手話言語の国際デーのシンボルカラーであるブルーにライトアップするなど、手話言語の理解・普及に向け、様々な手法を検討してまいります。</p> <p>本条例では、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場を設けるとしており、ご意見をお聞きするとともに、施策の実施状況を公表する中で、施策の検討及び推進を行ってまいります。</p>
44	<p>前文について、手話という言語の説明、ろう者にとって手話が必要な言語であり大切にしてきたこと、歴史的背景、現状にも触れていることが良いと思いました。前文に記載の通り、手話が言語であるとの認識の基に、理解が広がってほしいと強く思います。（施策について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校などの教育の場で、子供達に手話は大切な言語だということを伝え、手話を学ぶ、手話に触れる機会を作っていただきたいです。そうすることで手話が自然に身につき、たくさんの方が手話で少しでも話せるのが当たり前の社会になってほしいと思います。 ・現在、若い手話通訳者は少ない状況です。ろう者の生活を守り、ろう者聴者どちらに対しても情報保障を行う大切な仕事のため、専門職にあった待遇や身分保障がある職場が増えてほしいです。そうなることで、職業として選択し、目指す若い人が増えると思います。 ・手話に関する理解と関心を深めるため、例えば、広報に手話の特集コーナーを作り啓発していただきたいです。内容は、簡単な手話単語でも、手話関係のイベントや学習の情報でも何でも良いです。コミュニケーション方法など聞こえない人への理解に繋がる内容も良いと思います。手話を学ぶきっかけにもなればと思います。 ・公共施設窓口にて、手話ができる職員を増やしていただきたいです。また、聴覚障害を持つ仲間からは、駅や電車内で、電光掲示板などの情報保障が無く、緊急時に自分だけ状況が分からない、また無人駅で連絡する方法がなく困ったという声をよく聞きます。手話の普及とともに、コミュニケーションボードなど、見てわかる情報保障の方法も、いろんな場所でもっと広がると良いと思います。 ・協議の場について、条例制定後、施策を前向きに継続して進めていけるように、定期的に話し合いの場を設けていただきたいです。 <p>よろしくお願いいたします。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>また、3月3日の耳の日に合わせて、広報よっかいち上旬号の準特集にて手話を紹介するなどの啓発を行っております。</p> <p>なお、本条例では、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場を設けるとしており、ご意見をお聞きするとともに、施策の実施状況を公表する中で、施策の検討及び推進を行ってまいります。</p>
45	<p>○小・中学校での手話学習の時間を設けていただいて、小さい時から手話に触れる時を増やして頂きたいと思います。</p> <p>○現時点では、学校での手話指導者がとても少ないのが現状です。早急に指導者の育成が必要だと思います。</p>	
46	<p>来年4月施行目指す「手話言語条例」に向けての学習。小さい時から手話に親しみを持って対処すれば、大きくなっても抵抗なくできると思います。小学校・中学校義務教育で手話を学ぶ環境を整えたいのではないかと思います。</p>	
47	<p>小、中学校で手話を学ぶ環境を整える。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p>
48	<p>手話が言語であるということを広めるためには、学校教育現場での取り組みが必要ではないかと思います。</p> <p>学校や地域イベントや公共の場で手話を取り入れることで、子供の頃から自然に触れることができるのではないかと思います。</p> <p>条例に、教育機関や地域交流の場での手話促進を推進してほしいです。</p>	
49	<p>2013年、鳥取県で初めて制定されて以来、現在500以上の自治体で広がっています。</p> <p>手話は、言語の一つであるという認識が広がりつつありますが、よりろう者の方が安心し、共生社会を目指していきたいです。</p> <p>私自身、小学校のクラブ活動で手話と出会いました。手話に触れるきっかけがあれば、簡単な挨拶を覚えられ、ろう者の方と出会った時に、コミュニケーションが生まれます。なので、学校で手話を学ぶ場を設けてもらえるとうれしいです。四日市が障害の有無に関係なく住みやすい都市であることを願っています。</p>	

番号	意見の内容	市の考え方
50	手話言語について理解を促進するために市民やろう者に協力、努力を求めています。手話の理解、取得は個人の努力だけでは難しいと思います。参加しやすい学びの場を増やし、子ども達には早い段階で手話を学ぶ機会を作り、せめて指文字でひらがなを覚えさせることでろう者との簡単な会話が可能となりコミュニケーションへの興味が深まると思います。同じ言語である英語は早くから勉強してきた結果、興味を持っていっそうの進歩を望んだ時には容易に次の段階へ進めると思います。手話も小さい頃から下地を作っておけば更なる学びに入りやすいのではないのでしょうか。まず多くの人が手話を理解し、使えるような具体案を考えることが必要だと思います。	前頁に記載のとおりです。
51	<ul style="list-style-type: none"> ・手話が言語であると幼いころからあたり前にしていく事が、普及につながっていくと思う。小、中学校などでも学ぶ機会を年4回などきめてできる環境作りを求めたい ・また通訳者や奉仕員の育成も大切だが、同じ社会の一員として市長自身も少しでも手話の習得に務めてほしい。 	
52	小さい子供の頃から遊びを通じて手話に接することが大事だと思います。学校では週に1回でも手話を習ったらいと思います。歌、ダンス、ゲームなどから覚えるかもしれません。	
53	現職で仕事をしている時、同じく働く仲間に聴覚に障害がある方と、ご一緒しました。身振り手振りでコミュニケーションをとっていました。その後、10年以上たった今、手話教室に入り、少しづつ頑張っています。もう少し若い年から手話が始められたら良かったかな、と思っています。小学校低学年から学ぶ機会があればよいと思います。	
54	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高校で手話を学べる環境を整えてほしい。 ・手話通訳者が正規職員として、身分保障がされ安全、安心に働ける環境の整備が必要。 	
55	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への普及や理解のために手話を学ぶ場がたくさんあると良いと思います。 ・小学校、中学校、高等学校等、学校教育の場で手話に触れる機会を設けて欲しい。 ・災害時、意思疎通の支援に必要な措置を具体的に示す。 ・消防署、市立病院、その他の医療機関でのコミュニケーションとれるよう職員の手話講習等（ほかの公共機関やコンビニ、店等も）（挨拶や指差しボード等から始める等） 	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>なお、一般向けには、手話啓発講座を実施し、手話に触れる機会を設け、手話言語への理解の促進に努めております。</p>
56	<p>①手話を学べる環境を作る。</p> <p>市民センター、学校、学童など学習できる場の設置</p> <p>②手話に興味を持てる様、学校や職場に手話の指文字・単語・数学などを表したものを掲示板に貼る</p> <p>③学校、学級、職場ごとにサークル活動の様子を見学し、体験してもらう。</p>	
57	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校で手話を学ぶ授業を取り入れたらどうか ・老人会、サークル等地域の集まりでも手話と接して手話講習会を行う ・手話の普及、啓発を積極的にしてほしい ・市民が手話を学ぶ場を作る 	
58	<p>手話を広め身近に感じてもらう為には、小学校から中学校まで継続して手話を学ぶ時間を確保、ろう者と交流する機会があればいいと思います。</p> <p>市民に向けては地域の市民センターで年1回手話体験教室を開催し、手話を知るとともに地域のろう者と交流する機会があればいいと思います。</p> <p>また身近な市民センターに、簡単な手話（ありがとう、こんにちは、お願いします）などの絵カードを目につく場所に表示していただければ、興味を持ってもらえるのではと考えます。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>なお、市民の方に手話に触れていただくため、手話啓発講座を実施しております。</p>
59	<ul style="list-style-type: none"> ・手話で、いつでも、どこでも、誰でもコミュニケーションが出来る様にして欲しい ・日本語と同じ様に自然に手話を学べる場を考えて欲しい。例えば保育園・幼稚園など小さい時から遊びの中から学べる様に ・手話講習会や学習会など気軽に参加できるように開催して欲しい ・手話を教える人も普及するには限界があると思うので他の方法も考えて欲しい ・手話通訳者の拡充、資格取得の対策、身分の保障 ・専門性の高い職業としての対価の確立を考えて欲しい 	

番号	意見の内容	市の考え方
60	<p>①子供達（特に幼児、小学校低学年）が手話に接する時に手話は楽しい、おもしろい、魅力的なものだと思えるように、手話との出会いが子供達にとってワクワクするような機会になって欲しい。</p> <p>②ろう者の意見・希望を尊重する。</p> <p>③鈴鹿・松坂等、既に実施している他市の実際を参考にする。効果が有った例、見直しが必要な例等。短期間では見極めることは難しいと思うが。</p> <p>④自分達は手話は分からなくても、手話で話している人が居ることがあたりまえの日常でありたい。</p> <p>⑤ろう者の手話指導者が各サークルに指導に来てもらえるとうい。</p>	前頁に記載のとおりです。
61	私は市内で活動する手話サークルに参加しています。活動を通して手話はお互いを理解し合うための言語だと実感しています。地域の中ではまだまだろう者への理解が低く、この条例をきっかけに市民や学生（小、中、高生）が手話を学ぶ事でろう者を知り理解する環境を作ってほしいと思います。学校や市民講座など定期的に設け、手話の普及を希望します。	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>なお、一般向けには、手話啓発講座を実施し、手話に触れる機会を設け、手話言語への理解の促進に努めております。</p>
62	<p>①お店や公共施設で、タブレットを使ったりリモート手話通訳がすぐ利用できるしくみを整えてほしいです。 （店員の方が手話を知らなくても、オンライン通訳を通じて円滑にやり取りできるため、聴覚障害者が安心して買い物やサービスを利用できます。店舗側の負担も少なく、実現性が高い取り組みだと思います）</p> <p>②小学校で子供たちが手話に触れられる授業や体験の機会を設けてほしいです。 （子供の頃の体験は将来の理解につながり、自然に”手話は言語の一つ”という感覚が育ちます。地域のろう者や手話講師と交流できる機会があると、共生社会の実現に大きく寄与すると思います。）</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>市だけでなく、ろう者、市民、事業者が協力する中で、共生社会の実現を目指すという条例の趣旨を踏まえて、手話言語の理解・普及など努めてまいります。</p> <p>なお、小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p>
63	<p>手話啓発などのイベント開催に、一般市民が興味を持ってもらうために、小中学生への事前学習を行い、子どもたちが楽しみに家族を誘っていけるような働きかけをしていくと良いと思う。</p> <p>また、四日市で行われる様々なイベントに、手話やろう者と自然に関わる事が出来る楽しいコーナーを設けていくことで、興味関心を向けていくことが大切だと思う。</p> <p>柔軟な子どものうちに、ろう者と関わる体験や手話は言語だということを感じる体験は大事だと思うので、小中学生の手話学習の中で、ろう者と出会える、出来れば共に過ごせる体験が出来ると良いと思う。</p> <p>手話通訳者が、沢山必要だと思います。</p> <p>手話通訳者、手話通訳士という資格は簡単になれるものではありません。</p> <p>特に若い人達が将来にむけて手話を学べる専門学校のような場があったり、選択科目で手話が学べると良いと思う。</p> <p>手話通訳の資格を持って、様々な社会へ、会社へ、また周りの方を巻き込んで、自然にろう者と共存していけるような未来を目指してほしい。</p> <p>また現在、手話通訳者は資格に魅力がないので、（手話通訳者の資格を持てば生活できる、また資格があれば会社で優遇される等）しっかり手話通訳者の資格を魅力的なものにしてほしい。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>なお、手話通訳者の養成やスキルアップに向け、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを実施しております。</p>
64	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校で手話を学ぶ環境、学習会をしてほしい。 ・中・高校のクラブ活動として手話サークル部を作ってほしい。 ・病院やスーパー等、ろう者が行って困っている時に手話でコミュニケーションが取れるよう手話講習会を開いてほしい。 ・手話通訳者が正規職員として身分が保障されるといい。 	
65	<p>「よごう」手話サークルで、初めて言語条例のことを知りました。四日市市は、他市に比べてよりろう者とよりそっているということでしたが、健常者の権利に比べると、とても遅れていると思います。</p> <p>（施策の策定及び推進）に対する意見</p> <p>○各市民センターには手話通訳ができる職員を配置してください。手話研修のみならず、資格をとるための支援。資格を得た職員への手当等の予算をつけて下さい。</p> <p>○小学校での手話学習をもっともっと多く取り入れて下さい。手話言語への理解の広がりには一番の近道だと思います。手話のできる教員を採用することも含め、積極的に資格を取ってもらう手だてを予算化して下さい。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、手話通訳者の養成やスキルアップに向け、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを実施しております。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
66	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校の生徒と、ろう学校の生徒との交流会の実施 ・聴覚に障害のある人を雇用する企業は、手話の習得や障害について（配慮やろう者のできる事等）の勉強会の実施 ・年齢が小さい時期からろう者との交流があると良いと思いました。手話やろう者の存在を知らないだけで、興味のある子供たちはたくさんいると思います。 ・会社では聞こえないから説明やコミュニケーションに困る。会話ができないから当事者が「何ができて、何ができないか？どうしたいか分からない」と聴者が気おくれしている印象があります。 	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>市だけではなく、ろう者、市民、事業者が協力する中で、共生社会の実現を目指すという条例の趣旨を踏まえて、手話言語の理解・普及など努めてまいります。</p>
67	<p>小学校・中学校で手話を学ぶ環境を整える。</p> <p>クラブ活動や劇、歌など。</p> <p>四日市広報に手話のコラムをつける。</p> <p>手話言語の日をブルーのライトアップにしてみたい。</p> <p>電車やバスなどは伝言掲示板にする。</p> <p>遅延情報をわかりやすく表示する。特に無人駅。</p> <p>字幕をつける。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>市だけではなく、ろう者、市民、事業者が協力する中で、共生社会の実現を目指すという条例の趣旨を踏まえて、手話言語の理解・普及など努めてまいります。</p>
68	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三重県も入れて全国で41都道府県と、県内では松坂、名張、伊勢、鈴鹿、明和の5市町村が「手書き言語条例」を制定しましたが、四日市市民は10回もそれを望みましたが、まだ制定されないのは、どんな理由なのですか？ 2. 小中学校の義務教育で手話を教えてほしいです。広島県では「児童館」で教えているそうです。 3. 市民が手話を知っていれば、お店や駅でも手話を使って意思が通わって心優しい市民の繋がりが出来ると思います。 	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>小中学校における手話学習については、授業の時間において、手話を取り上げているところもあります。また、令和5年度からは、小学校高学年を対象に子ども手話教室を実施し、毎年40名以上の方に参加いただいております。</p> <p>市だけではなく、ろう者、市民、事業者が協力する中で、共生社会の実現を目指すという条例の趣旨を踏まえて、手話言語の理解・普及など努めてまいります。</p> <p>なお、手話言語条例の制定に向けては、コロナ禍を経て、令和4年より、市とろう者及び手話通訳者その他の関係者と意見交換を重ねてまいりました。条文をはじめ施策や施策の実施体制など、幅広く意見交換を行ったため時間を要しましたが、令和8年2月の市議会定例会月議会に関連議案を提出し、審議いただく予定です。</p>
69	<ul style="list-style-type: none"> ・最近、電車（近鉄、JR）の駅が無人となっている所が増えてきています。何かあった時に、音声ガイドの機械は設置されていますが、耳が聴こえない人には意味がありません。顔の写るモニターが付いたものを設置して欲しい。 ・町の診療所の受付にもモニターが写るタブレット端末などを常設して欲しい。 ・手話を学べる場を増やしてほしい。学校の授業にとり入れる。または、一般のカルチャーセンターで手話講座、教室を開いたり、企画の福利厚生の一環で学ぶ場を作るなど。講師の手配や通訳者の手配などの問い合わせ先もわかりやすく表示して欲しい。 <p>例えば2時間～円、とかの表示があると依頼しやすいと思う。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本市では遠隔手話サービスを提供しており、スマートフォンやタブレット端末を利用して、離れた場所においても手話通訳を利用できるようになっております。</p>
70	<ul style="list-style-type: none"> ○手話言語条例文をろう者による手話での表現があるとよい。 ○若い人の手話通訳者の育成が必要。 ○手話通訳者として生活ができる収入が得られる事。 ○受けている通訳の仕事が突然キャンセルになった場合の保障。 	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>手話通訳がキャンセルとなった場合、手話通訳の現地に赴いた後にキャンセルとなった際には、規定による報酬を通訳者に支給しております。</p> <p>なお、手話通訳者の養成やスキルアップに向け、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを実施しております。</p>
71	<ul style="list-style-type: none"> ◎ぜひ市役所・病院・公共施設などをもっと手話通訳できる人を増してください。大きな病院で通訳者1人ではおかしい。 ◎市民に条例があることを知らせる為に地域の広報お知らせ板に掲示すべき。 	
72	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署、市立病院、警察署においてコミュニケーションが図れるように、消防士、看護師、警察官、職員らに手話講習会を行い、手話を覚えてほしい。 ・小、中、高校でも手話を学ぶ環境を整えてほしい。 ・現在、行政で手話通訳者として正規の職員をおいているところでない。職業として選択として食べていける身分と報酬を保障することが必要。行政の場から始めてほしい。 ・災害時の対応として、情報の取得、意思疎通の支援に必要な措置を講じるものとするしてほしい。 	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、手話通訳者の養成やスキルアップに向け、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを実施しております。</p>
73	<p>災害時の対応として情報取得の支援が求められる。聴覚障害者が情報を得るには声の情報を手話や文字に変える必要がある。そのためには手話が可能な専門人材の養成が欠かせない。学校の授業や地域での講習会など、手話を学ぶ場の拡充も必要である。</p>	

番号	意見の内容	市の考え方
74	<p>私は手話サークルに入り、現在勉強していますが、聴者である私たちには、聾の方々在日常でどのような場面に困っているのか、実際にお話を伺わなければ分からないことが多いと感じています。</p> <p>電車のアナウンスや緊急停止の理由が分からないこと、ドライブスルーが利用しづらいことなど、想像はできても、当事者でなければ気づきにくい不便が数多くあります。</p> <p>より良い条例を作っていただくためにも、できるだけ多くの聾の方々のご意見を取り入れていただきたいと思います。</p> <p>また、聾の方々とコミュニケーションを取れる人材を、市が率先して増やしていく取り組みをお願いしたいです。</p> <p>私は大学生の娘と、市の啓発講座をきっかけに手話サークルへ参加しました。娘は手話奉仕員講座を受講したかったのですが、タイミングが合わず次期の募集を待っていたところ、以前はなかった試験が新たに導入され、実力が及ばず不合格となってしまいました。</p> <p>定員数などの事情は理解していますが、手話に興味や関心を持つ人をより一層増やしていく必要があると感じています。</p> <p>四日市市には手話通訳者を正規職員として配置していただきたいです。そうすると他の職員の皆さんも手話に触れる機会が増え、関心をもっていただけるのではないかと思います。</p>	
75	<p>○ 手話を多くの人に知ってもらうために、各自治会単位や小学校・中学校のようにできるだけ小単位で手話講座を開催してほしい。</p> <p>○ できるだけ多くの施設、特に病院・消防署・警察・駅に関わる人たちに簡単な手話を覚えてほしい。ドライブスルーでタッチパネルの設置ができると良いと思います。</p> <p>○ 指導者（ろう・聴者共）が多く必要となってくるので育成に努めてほしい。</p> <p>○ 手話通訳に携わる人たちの処遇改善をしてほしいです。通訳業務というのは昼夜問わず必要とされるのに対応できる人数が少ないというのは、通訳業務を生活するための仕事とするには、お給料も少なく、福利厚生も少ないからだと思います。生活できる処遇であれば通訳を目指す人も増えるのではないのでしょうか。</p> <p>○ 避難訓練や地域の行事にもろう者が参加しやすいように情報保障の仕方や、コミュニケーションの取り方（指差しボードの使い方や筆談時の注意事項など）を地域の担当者に指導してほしい</p> <p>○ 手話サークルの活動に力添えをしてほしい。市の施設（特に総合会館）を学習会や講演会などで利用するとき駐車場代や利用料の割引をしてもらえると良いと思います。</p> <p>○ 改善されたことが引き続き行われているのかを定期的に見直し、改善してもらおう場を作ってほしいです。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>本条例では、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場を設けるとしており、ご意見をお聞きするとともに、施策の実施状況を公表する中で、施策の検討及び推進を行ってまいります。</p> <p>なお、手話通訳者の養成やスキルアップに向け、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを実施しております。</p>
76	<p>ろう者が守り育ててきた手話は、ろう者にとって「命」と呼べるほどかえがえない大切なものと、私はいろいろな場で学んできました。市はこの大切な手話言語に対する理解、手話言語の普及を進め地域で手話を使いやすい環境の構築に関し、施策を推進するため、手話言語条例を制定するとありました。今回、条例制定のため「ろう者の生活と手話通訳事業を考える会」（四日市市ろうあ福祉会、四日市地区手話サークル連絡協議会、四日市手話通訳者会、三重県手話通訳問題研究会）と意見交換を重ねてこられたように、これからもこの繋がりを通して、協議の場を設けて、地域で支え合い誰もが安心して暮らすことのできるよう、よりよい施策をお願いしたいと思います。</p>	
77	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報に手話のコラムを載せ、市民の理解を求めたい。 ・市長さんも簡単な手話を覚えて欲しい。 ・市立病院の手話通訳者を今後も継続して欲しい。 ・病院だけでなく、消防署、警察、郵便局、美容院、不動産などに手話を学ぶ場をつけたい。 ・市内の老人ホームに手話ができる常時スタッフをつけて欲しい。 ・無人駅にもろう者が利用しやすい場を作って欲しい。乗り過ごした時や乗り継ぎの切符購入方法に困ったろう者がたくさんいた為。 ・ドライブスルーに音声で注文するのではなく、ろう者にも利用できるタッチパネルを設置して欲しい。 ・学校の授業に英語と同じく第二言語、手話を選択できるようにして欲しい。 ・市内の高校から手話甲子園に出場できるように指導できる場をつけて欲しい。 ・ふたば会手話サークルやわわわ手話サークルに通っている人たちのために市営駐車場を3時間、無料にして欲しい。毎週サークルのある日に、有料駐車場に停めるため、1ヶ月の駐車代がかかり、手話を覚えてきたらもう通わない人が多い。最近、手話サークルに顔を出す人が少なくなってきているのでさみしいです。 ・ろう協会関連の行事も市営駐車場を3時間、無料にして欲しい。 ・手話通訳士、手話通訳者の報酬金を上げて欲しい。報酬金が安いので生活が出来ない。 	<p>次頁に記載のとおりです。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
78	<p>①ろう者や支援者との定期的話し合いの時間があるといいと思う。 ドライブスルーにタッチパネル言葉では伝えられない不便。 手話サークルなど勉強会で利用する駐車場などの支援。 電車でのトラブルなどがあった時に伝える手段があるとよい（乗りすごした時、無人駅での対処に困った経験があると伝えられビックリ）（小さな駅にも電光掲示板があると、危険から守れる。トラベルがおきた時もすぐに気づける）</p> <p>②小、中学校、もっと小さい時からろう者との交流や手話を学べる機会があるといいと思う（指文字からでも） そのためにも手話通訳者の配置拡大や手話通訳者が正規職員として安定したお給料が頂けること。さまざまな場所に通訳者がいてくれるようになること。手話奉仕員養成講座など勉強された方に市に貢献できるように育成してほしい（仕事として）</p> <p>③9/23は秋分の日ですが、手話言語の国際デーもあるので手話が言語であることが認知、広がるように、シンボルカラーである青色のライトアップで町ももりあげてほしい</p> <p>④上記のことが普及する様、広報誌などで広めてほしいです。宜しくお願い致します。</p>	
79	<p>手話言語条例が施行され、施策を総合的（他部署との協働など）に推進するために、専門の担当係を設ける。 国の手話施策推進法にも、手話施策を講ずるに当たっては、手話関係者の意思が尊重されるとある。四日市市手話言語条例（案）の第7条（5）の3に、施策について、ろう者及び手話関係者その他の関係者との協議の場を設けるものとする。と有るが、ろう者及び手話通訳者他関係者との協議の場を定期的に設け、より実効性のある施策内容を推進してほしい。</p> <p>まず、市民に手話言語条例施行を広く広報してほしい。 例えば4月の三滝通り桜祭りに”手話言語条例施行”ブースを設け、市長も顔を出していただき、報道陣を呼び広報する。 また、毎年秋に四日市ろうあ福祉会が開催している”手話祭”を四日市市主催にし、広く市民参加を呼びかける。 小・中・高校等でされている聴覚障害者（手話を知る）の福祉教育などの授業を、社会福祉協議会、教育委員会等と連携を取り計画的にできるようにする。</p>	
80	<p>手話を学び、ろう者との交流もある市民として手話言語条例制定を嬉しく思っています。条例制定後、具体的な施策が検討されていくことと思います。着実に条例の効果が出ることを期待して、意見を提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立四日市病院では担当者の定年退職後、請願により正規職員として配置された設置通訳者が不在となっている。病院が募集しても応募者がいないとのこと。このようなことが起こらないように、計画的に人材育成・人材確保をお願いしたい。そのためにも、手話通訳の専門性に見合った職場環境や処遇、身分保障を考えてほしい。 ・現状の市職員組織体制では、手話通訳に關係する仕事だけの正規職員採用枠がなく、かなりの重責にもかかわらず、市の設置通訳者は全員が非正規職員だと聞いている。手話通訳事業の要となる設置通訳者を正規職員として採用できる体制を考えてほしい。 ・言語条例に基づく施策を実現するにあたって、手話サークルなど手話に関わる市民の活用を考えてはどうか。 ・企業で働くろう者が手話指導者として活躍できるように企業側に理解や配慮を求めると、ろう者が積極的に施策に協力できる体制作りをお願いしたい。 ・社会福祉協議会や教育委員会と連携して、小中学校で手話やろう者との出会いの機会を作れるとよいと思う。 ・たくさんの市民が参加するようなイベントの場に手話ブース的なものを準備するなど、手話に興味・関心がない方が手話と出会えるような啓発活動をお願いしたい。 	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>本条例では、ろう者及び手話通訳者その他の関係者との協議の場を設けるとしており、ご意見をお聞きするとともに、施策の実施状況を公表する中で、施策の検討及び推進を行ってまいります。</p>
81	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や小学校に英語教育が取り入れられているように手話も取り入れてほしい。幼少期から手話に触れることで、自然に手話を学ぶことができ、習得も早いと思う。中学や高校ではクラブ活動や部活で学べる環境があるといいと思う。 ・施策の推進のために、ろう者、支援者、市役所の話し合いの場があると活発に活動が行えるのではないかと思う。その話し合われた内容を市のHPなどで公開してほしい。市民にもっと関心を持ってもらうために ・災害時に具体的にできる援助を開示してほしい。又、避難訓練の実施をしてほしい。 ・手話を普及するために、身近なところ（地区市民センター、ボランティア協会等）で、ろう者との交流会や手話体験会などを実施してほしい。 ・手話通訳者が正規職員として身分保障がされ、安全、安心に働ける環境の整備をしてほしい。 	
82	<p>当事者やその関係者を含めた協議が必要だと思えます。</p>	

番号	意見の内容	市の考え方
83	<ul style="list-style-type: none"> ・手話に関わっていない市民（事業者、各種団体を含む）にも広く周知するためには、市の広報等での周知では十分ではないと考えるので周知のための施策を考えていただきたい。 ・銀行窓口等をはじめとする事業者の中には聴覚に障害のある方は筆談しますとの耳のマークの付いた表示を掲げているが、筆談が苦手なろう者も多いので別の方法（電話リレーサービス等）も取り入れることも考えていただきたい。 ・条例を制定したら終わりではなく、年次計画を作成し委員会を設けるなど継続して推進していただきたい。 	
84	<p>四日市市手話言語条例（案）を数回読みました。</p> <p>以下のことを強く感じました。</p> <p>第4条の市の責務として様々な施策を講ずるなかで、手話言語の理解と普及そして手話を使用しやすい環境の構築が絶え間なく進むことが必須です。その施策はより効率よく、確かな手ごたえのあるものにするためにはろう者、手話通訳者、その他関係者との協議はかかせません。その協議体では常に"ろう者は手話言語による意思疎通を円滑に図る権利がある"この事を念頭におき施策をたて施行することが、誰もが暮らしやすい四日市を実現することになるでしょう。</p>	前頁に記載のとおりです。
85	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての病院と障害福祉課との連携が欲しい。 <p>小学校から、市の情報があるらしいが、生徒から情報がほしいとの事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四日市市で携帯電話会社にろう者が働けるようにしてほしい。 <p>ろう者にとって携帯はコミュニケーション手段なので、よくわかるろう者が四日市の携帯会社にいてほしい（名古屋におられるのでいつも行くらしい）（手話通訳者では限界がある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小、中学校の授業で手話を教えてほしい（学期ごと） <p>子供たちに手話に興味をもってもらい、ろう者に対する理解をしてほしい （例）手話クラブ（教えるのは、ろう者だけでなくサークル会員でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう学校の子供たちと聴者の学校の子供たちとの交流。 <p>年に3回（1,2,3学期ごと）ろう者の子供が地域の学校に行って一緒に遊ぶ（肢体不自由の子供たちの場合は現在行っているらしい）（地域の子供たちに、ろう者の子がいる事を知ってもらう）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の方々が、ろう者への理解が足りない（障害福祉課は除く） <p>市役所の職員に手話を学んでもらう（全員参加）手話だけでなく、ろう者に対して理解してほしい</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>市だけではなく、ろう者、市民、事業者が協力する中で、共生社会の実現を目指すという条例の趣旨を踏まえて、手話言語の理解・普及など努めてまいります。</p> <p>なお、市職員に関しては、新規採用時などに手話に関する研修の機会を設け、手話言語に対する理解の促進に努めております。</p>
86	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話は手話スタッフの人、ソフトバンクに手話スタッフの人が欲しい。携帯電話の事が詳しく説明を聞きたいと思う。手話スタッフの人が居ないので、時に説明がわからない。 ・老人ホームの聴覚障害者、手話ができる人が欲しいです。ろう者が1人でさみしいです。健聴者はろう者の事を理解してくれない。 	
87	<ul style="list-style-type: none"> ・JRの名駅、無人の窓口がない。自動販売機がない。 ・高速道路の無人。現金（割引き）を払いたいのになら無人でした。ボタンを何回も押ししました。（呼）長く待った時がありました。 	
88	<p>手話言語の理解と広がりをもっと多くの市民に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『広報よっかいち』に毎号手話コラム、簡単な手話の手ほどき等を載せる。 ・公的機関やある程度の規模の企業には手話が判る職員、社員を在籍させることを定める→筆談環境があればよいと思っているところが多いと思うので 	次頁に記載のとおりです。
89	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関（病院等）を利用する際に通訳者の同伴をお願いしていますが、すぐに利用する際や夜間時に対応できる各医療機関でタブレットの用な（電話リレー）が設置があれば良いと思う。 ○電車を利用する際に事故等による遅延が生じた時に、何が起きているのか分からないので電光掲示板の設置（文字にして緊急連絡）をお願いしたいです。 	

番号	意見の内容	市の考え方
90	<p>○四日市広報にドーンと一面『手話言語条例について』を掲載する。難しい言葉を使わず皆がわかるように（小・中学生でもわかる様）に書いてもらう。（例えば）パブリックコメント、施策→言葉が難しい（まず読むのが嫌になる）</p> <p>○幼稚園。保育園でも耳の聞こえない人がいるという事を教える。 手話を使って話ができるということを教える。簡単な手話・ありがとう・OK!・ごめん</p> <p>○小学校…週2hぐらいは授業として行う</p> <p>○中学校…週1hぐらいは授業として行う</p> <p>○手話学習塾なんてあると良い（今は市が行う養成講座があるが無料な分ハードルが高い） （サークルにはいない人とか、定員ありとか） ・もちろん有料で（1ヶ月¥2000～（1回500円）） ・レベルも4つぐらいに分けて ・先生（ろう者・通訳者）に場代を引いた残りを払う</p> <p>○手話喫茶…あると行きたい。コーヒー飲んでみんなとしゃべり合う場（誰かやってくれたら行くのに…）</p>	
91	<ul style="list-style-type: none"> ・ATMで困った時どうするか 対応して欲しい。 ・無人駅で困った時どうするか 対応して欲しい。 ・子供のころから手話に親しめるよう小学校や保育園などで遊び感覚で手話にふれられるようにして欲しい。 	
92	<p>条例案に【市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき】とありますが、すごく難しいと思っています。啓発活動を増やし、手話に興味を持つ方が増えると、挨拶や簡単なコミュニケーションであればできるようになると思います。そこを目指すのではなく、ろう者が手話で誰とでも意思疎通ができるようになるには、長い年月をかけて学び続けなくてはなりません。そのサポートを出来る体制ができるといいなと思っています。</p> <p>ある高校では選択授業に手話があると聞きました。高校の時点で授業として3年間学ぶと、他言語の英語のようにある程度の知識や、ろう者に対しての理解が深まると思います。そういう子供たちが社会に出て、同じ職場にろう者が居たら・・・と考えるといい未来を想像できます。四日市は大企業が多く、働きやすい環境となれば、ろう者が集まる市になるかもしれません。履歴書に英検〇級と書くように、手話検定〇級と書くことが就職に有利になるという社会にもなっていくといいなと思います。</p> <p>選択授業というところが、強制ではなく興味がある子が学べる点でいいと思います。私の息子は、書道・美術・音楽どれも苦手で仕方なく書道を選んでいました。そういう子にとって、もしそこに手話があれば、みんな一からのスタート、自分のアピールポイント、もしかしたら興味を持って学び続ける一生のものになるかもしれません。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>市だけではなく、ろう者、市民、事業者が協力する中で、共生社会の実現を目指すという条例の趣旨を踏まえて、手話言語の理解・普及など努めてまいります。</p>
93	<p>「四日市市手話言語条例（案）」の制定を心待ちにしていました。</p> <p>手話が言語として認知され、聴覚障害者への理解がもっと進むことを期待しています。</p> <p>また、聴覚障害者やサークル関係者だけでなく、市民全員が手話に触れられる機会が増え、自然に手話を覚えて、手話で会話できる社会になるといいなと思います。</p> <p>子どもから高齢者まで、みんなが手話という言語、そして聴覚障害者の文化を知り、お互いに認め合える共存社会の実現に向けて、そのための施策をしっかりと考えたいです。</p> <p>そして私たちも市民として、市といっしょになってその責務を果たしていければと思います。</p>	

番号	意見の内容	市の考え方
94	<p>【案文】</p> <p>聴覚障害者における無人駅利用時の安全確保と情報提供について</p> <p>私の自宅から最寄りの駅は無人駅です。</p> <p>聴覚に障害があるため、**電車の接近を知らせる音や、緊急時の駅構内アナウンスを聞き取ることができません。**これが原因で、駅利用時に以下の点で大変困っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電車の接近・到着情報の不足：電車が接近しているという音が聞こえないため、ホームでの安全確保に不安があります。 2. 運行状況の情報不足：電車が定刻になっても発車しない場合、「なぜ遅れているのか、いつ動くのか」といった運行に関する情報が分からず、立ち往生して困ったことが何度もあります。 <p>【具体的な要望】</p> <p>これらの課題を解決するため、無人駅における聴覚障害者への情報提供の改善を強く要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電車運行情報表示の設置：電車の接近、到着、および遅延・運休の理由を文字で表示する電子掲示板（またはそれに代わる視覚的な伝達手段）をホームや待合室に設置していただきたく存じます。 2. 無人駅における緊急時の対応周知：無人駅の改札口（または分かりやすい場所）に、緊急時（急病や事故、運行トラブルなど）に駅員や関係者に「声かけ」以外で助けを求めるための連絡手段（例：筆談ボード、電話番号、インターホン、対応マニュアルなど）を明記し、誰もが利用できるよう周知・徹底をお願いいたします。 <p>（理由の補足として）私はこれまで、言語障害があることや聴覚に障害があることを伝えるのに苦勞し、駅員の方に助けを求める際に「声かけ」が必要な状況で困った経験が何度もあります。聴覚や言語に障害を持つ市民が安全かつ安心して駅を利用できるよう、ご配慮と具体的なお検討をお願い申し上げます。</p>	前頁に記載のとおりです。
95	<p>手話言語条例が出来ること、素晴らしいと思いますが・・・聴覚障害者のみなさんがどこに行っても困らない環境が一番大切です。</p> <p>役所は当然ですが病院も手話通訳者さんの常駐</p> <p>そのためには、手話通訳者さんを目指す人がたくさんいる。普通に手話が出来の人が増える事を望みます。</p> <p>小さい頃から自分のまわりに手話がある、見て使っていく事、授業などに手話の時間を作ってもらえると、もっと手話言語への理解が進み、手話でコミュニケーションする事が自然に出来る環境になることを望みます。</p>	
96	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設 （消防署、市立病院、警察）等の職員に手話講座を受講して手話を覚えてほしい。 ・ 駅ホームの遅延・事故連絡が分かるように、案内板を付けて欲しい。 ・ スーパー、デパート等の商業施設に手話通訳者を配置してほしい。 	
97	<p>手話が言葉として法律(条例)で定められるのであれば、その普及のための情宣を広げても良いと思います。先ず学校、特に小、中学校の教員の方たちが手話のアピールに力を注いで頂きたいです。私達のようなサークルへの参加、校内での活動といったものです。</p> <p>学校の他には耳鼻科のお医者さん、保険会社の補償に手話を盛り込んでもらう等、社会生活において手話がいかに有効であるかと</p>	
98	<ol style="list-style-type: none"> ①通訳の他に仕事をしている通訳者が大半だと思うので平日にも通訳に行けるように、職場に「通訳休暇」が出せるとよい。 ②看護学校に手話の授業を取り入れて欲しい。 	
99	<p>《手話の普及について》</p> <p>「手話は言語である」に基づいての「手話言語条例」であると思うので</p> <p>◎「手話言語」も「英語」などと同じように学科として学んでほしいと思います。</p> <p>今、四日市農芸高校の生活文化科の生活福祉コースで手話講座が実施されているようですが、もっと早い段階での学習を希望したいです。→小学校での手話学習を始めていただきたい。</p> <p>（その際、もちろん「ろう者」の特徴をも合わせて学習していただきたい）</p> <p>◎さらに職場や地域でも手話言語を広げるための1つとしての「手話サークル」の推奨もお願いします。（各地域にある手話サークルの紹介など）</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>市だけではなく、ろう者、市民、事業者が協力する中で、共生社会の実現を目指すという条例の趣旨を踏まえて、手話言語の理解・普及など努めます。</p> <p>手話サークルについては、3月3日の耳の日に合わせて、広報よっかいち上旬号の準特集にて手話を紹介するなどの啓発を行った際に、各サークルの情報を紹介させていただきました。今後とも市民が手話に触れる身近な存在である手話サークルについても周知に努めます。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
100	<p>この条例は大人のろう者が中心となっていて、ろう児や難聴児という言葉が出てこないなと思いました。また、ろう教育についても触れられていないなと感じました。</p> <p>小さい頃から自分の言語やコミュニケーション方法で安心して暮らせる学校や地域になってほしいと思います。</p> <p>学校教育でも手話を学べる機会があればいいなと思います。</p> <p>手話が言語であるということを小さい頃から知ること、より手話に対する理解が広まるのではないのでしょうか。</p> <p>ろう者にとって手話は大切な言語ですが、ろう者だけでなく、難聴者にとっても手話は大切な言語である場合もあります。また、手話を使わず、補聴器や人工内耳を活用して口話や筆談でコミュニケーションをとる方もみえると思います。</p> <p>この条例を通して、そのような方たちも安心して暮らせる社会になればいいなと思います。</p> <p>手話関係の方達(ろう者、通訳者、手話サークル関係者)だけではなく、手話を全く知らない市民の方たちにも意見を出していただけるような協議の場を作っていただきたいです。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、この条例のろう者とは、子供を含めた「聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活をおくる者をいう」と規定しておりますが、丁寧な周知に努めてまいります。</p>
101	<p>私は先天性の難聴で、話せませんが聞き取りが出来ません。耳が聞こえにくいと言うと「手話」できますか？と聞かれるのが心苦しい。手話を覚えたり、使ったりしていきたいが健聴者と同じ手話講座では聞き取れないので筆記者がいるので、同じ聴覚障害者として配慮してもらえるとうれいです。「手話」はTVなどで有名だが、要約筆記ももっと知ってもらいたい。いつかは失聴するとされているので手話も覚えたいと思う。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>本市では意思疎通支援者派遣事業の中で、手話通訳者、そして要約筆記者の派遣を行っております。要約筆記についても、事業の周知や要約筆記者の養成に向け、引き続き注力してまいります。</p>
102	<p>この条例は、手話やろう者の存在を市民に知ってもらうよい機会だ。普段、ろう者に会う機会はほとんどないので、市民にとってろう者は未知の存在だと思う。</p> <p>今年はデフリンピックもあり、メディアを通してろう者や手話を知ってもらう機会が増えた。今後、四日市市でも、広報よっかいちで関連する記事を載せたり、四日市市が発信する動画には字幕か手話通訳をつけたりしてほしい。CTYにも協力をお願いしたい。(NHK津や三重テレビも)</p> <p>県外の展示施設で音声案内に外国語の字幕がついていたが、日本語字幕もあればと思った。四日市市立博物館の音声展示はもちろん市内の音声案内の機械にも日本語字幕もつけてほしい。</p> <p>手話サークルに通ったり、YouTubeなどの動画で覚えたりしても、全員が手話通訳者になれるわけではないが、コミュニケーションを取ろうとする気持ちは大切だと思う。簡単な手話から広範囲の人に覚えてもらうことに努めて欲しい。</p> <p>小中学生には、学校や夏休みに『ろう者』と手話言語を学んでもらう。世界が広がり、将来、手話通訳者をめざす子がでてくるかもしれない。</p> <p>以前ベビーサインが流行ったが、紹介したら赤ちゃん家族が覚えてくれるかもしれない。</p> <p>介護の現場ではシニアサインというのもあるらしい。介護者が大声を出さずすみ、負担が軽くなったそうだ。介護家族、医師、看護師にも覚えてもらえば役に立つのではないかと思う。</p> <p>育児、介護、医療、災害、街の中などでよく使われる言葉の手話をピックアップして紹介してはどうか。</p> <p>手話通訳を目指す人を養成するとともに、他県には手話を学べる大学があるので、有資格者が四日市市を就職先に選んでもらえるよう処遇改善に努めて欲しい。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p> <p>令和7年11月に、我が国ではじめてとなる東京2025デフリンピックが開催されましたが、本市からは手話通訳者2名を派遣し、国際手話通訳などに従事し、新たな知見の習得に努めました。</p> <p>また、夏休みには小学校の高学年を対象に、子ども手話教室を開催するなどの取組を行っております。</p> <p>なお、手話通訳者の養成やスキルアップに向け、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座などを実施しております。</p>
103	<ul style="list-style-type: none"> ・市の総合基本計画に条例施策の策定を組み入れる。 条例に唄う施策は単年度で終わるものではなく、こつこつと年次ごとに推進していく性格を持つものです。 従って、市の総合基本計画の中に組み入れ年次計画を作成し、地味ではあるがこつこつと推進して頂きたい。 ・四日市市障害者計画への組み入れ 第5次障害者計画においては1) 情報提供とコミュニケーション手段の⑥において、「(仮)四日市市手話言語条例」を策定し、手話言語に対する理解と聴覚障害のある人への情報保障の推進に努めます。記載され、この程条例案が市議会に提案される運びとなりました。喜ばしいことです。 <p>しかしながら、条例制定後の次のステップへの施策推進計画が明らかではありません。</p> <p>障害者計画に記載されている聴覚に障害がある人への意思疎通支援のための制度の充実と共に、手話が言語であることの啓発等これまでの継続項目と共に纏めて掲載するように取り組み戴きたい。</p> <p>また、本条例の制定に併せ、障害者施策推進協議会のメンバーに聴覚障害者の代表及び聴覚障害者の活動に関係するものを加えて頂きたい。</p>	<p>四日市市総合計画については令和11年度までを、第5次四日市市障害者計画については令和10年度までをそれぞれ計画期間としており、現時点で新たな施策に係る内容を組み入れることはできませんが、総合計画の基本目標の一つである「健康・生活充実都市」の実現、また障害者計画の基本理念である「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現」に向け、施策検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、障害者施策推進協議会については、障害者団体から推薦いただいた方に委員に就任いただいております。団体において調整していただくこととなります。</p>
104	<p>ろう者、その他の障害者が参加出来る避難訓練を実施して欲しい。</p> <p>手話言語条例の文章をNHKの「やさしいことばニュース」のように、専門的なことばを使わず、高齢者、子どもなど誰もがわかりやすい、やさしい日本語の文章でも伝えてもらえると嬉しいですね。</p>	<p>次頁に記載のとおりです。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
105	<p>手話言語条例が四日市で施行予定となった事、大変嬉しく思います。今後、条例が施行された事で手話ができる場・通じる場が増えていくことを願っています。その為に、小学校や中学校など次世代を担う方々への学習の機会を作って頂きたいです。また、その際に、「手話について」だけでなく、「ろう者について」も一緒に学習をして欲しい。と強く要望します。理由は、声で話している言葉を手話にそのまま当てはめるだけでは、通じない！誤解するという事がある為です。ろう者は、手話を通して積み上げてきた文化と誇りを持っていると理解を頂いた上での市政に期待したいと思います。</p> <p>私は手話を学び、ろう者と関わって10年と少しになりました。まだまだ通じない事や、通訳者、通訳士の方々に助けて頂く事がとても多いです。なので、手話が通じる場が増えて欲しい。と思うと同時に、手話の難しさも知っています。手話、ろう者についての啓発・学習と同時に、「指さしシート」や、電話リレーサービスなどの活用も含めた、手話がまだ使えない人や苦手な人にも対応した条例になることを願っています。</p>	
106	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員、公共施設等に従事する人々に定期的に手話講習会等を行い、一人でも多くの人々に手話を覚えて欲しい ・義務教育の中で、児童会、クラブ活動等で手話を学ぶ環境を作って欲しい 	
107	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳士、手話通訳者が正規職員として身分保障がされ安心安全に働ける環境を整えてほしい。 	
108	<p>パブ・コメ募集に際して、日本語による条例（案）の内容を理解するのが苦手なろう者への配慮として、手話言語による案内が必要ではないでしょうか。その配慮のないままパブ・コメを募集しているのは、大変残念に思います。</p> <p>又、条例が制定、施行された後は、ろう者がいつでも自由に検索できるように、手話言語での表現による制定も必要不可欠と考えます。</p>	
109	<p>条例の内容だけでは、具体的に何が実施されるのか分かりづらい。概要を作成し、さまざまな人が理解できるように努めるべき。計画書を作成し、その計画に沿って施策を実行して欲しい。</p>	<p>施策検討における参考とさせていただきます。</p>
110	<p>○ まちかどで行うイベントに手話をする「こにゅうどうくん」が参加する姿を見たいです</p>	
111	<p>手話を言語として規定した『四日市市手話言語条例』が制定されれば、手話通訳者は重要な役割を果たすと思う。四日市市の手話通訳者任用条件（『手話通訳者全国統一試験』合格）は、言語通訳の専門職として位置づけるには不足している。更に高い基準が必要と思う。</p> <p>そのために、四日市市として、以下の項目を検討していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 四日市市独自の登録試験の実施 2. 1が確立されるまでは、登録資格によって業務対価を分ける。 <p>具体的には、『手話通訳技能認定試験』合格者（手話通訳士）とそれ以外の資格を有する通訳者の報酬を分ける。手話通訳士の報酬を上げることで、専門性の担保が得られ、手話通訳士を目指す人のモチベーションが上がり、仕事としての選択肢になる。それは、手話通訳士を目指す若い人の未来に繋がると思う。</p>	
112	<p>四日市市には色々な団体がありますが、会議以外は手話通訳派遣を却下されています。</p> <p>私は失語症ですが四日市市には会話パートナー制度があります。やはり会議以外は却下されます。</p> <p>団体の活動にも影響が出ます。</p> <p>柔軟な対応をお願い致します。</p>	
113	<p>どんな会議集まりの時でも手話の通訳の方が居てくれると良いと思います。</p>	
114	<p>すべての情報がろう者に伝わるようになってほしい。</p>	
115	<p>救急車を呼ぶのはいいが、救急隊員たち手話を学んでほしい。市役所の福祉課の通訳者の給料を上げてほしい。市役所からニュージーランドへ視察してほしい。</p>	
116	<p>行政ばかりの意見が通る事の多い世の中です。当事者第一と考えて、たくさん意見を聞いて取り上げてほしい。</p>	
117	<p>高齢になると、耳が聴こえにくくなり会話が困難となります。補聴器は高額だし…。そんな時、高齢化社会に対応出来るちょっと手話が社会全体に広がり、皆が手話を取り入れた生活習慣が出来る様なくみになったらいいと思います。</p>	
118	<p>公共機関にすべての手話通訳者設置はけんして下さい。四身連各障害団体（盲ろう肢車いす等）自動ときにはけん設置制度をもうけて下さい。</p> <p>車いす会の会議に参加したが、通訳はけんもなく、筆談すると言ってもはいりょがなく、つまらなく淋しかった。不ゆかいな思いを受け、次回は欠席したくなりました。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
119	<p>来年4月から四日市市手話言語条例が出来予定となりました。本当におめでとうございました。期待しています。</p>	